

法律知識 No.36



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

“煽り運転”をした運転手がどのような罪に問われるのか知りたい



〈今回の事例〉

夜間に、自動車で片側1車線の道路を制限速度（時速50キロメートル）を守って走っていた際に、いわゆる“煽り運転”をされました。車間距離を極端に詰められたり、ライトをハイビームにされたり、さらにはクラクションを何度も鳴らされたりしました。

その後、追越車線がある場所で追い越されましたが、前方で急ブレーキをかけられ追突しそうになるなど、とても怖い思いをしました。

これらの危険行為を繰り返してきた運転手は、どのような罪に問われるのでしょうか。

A

はじめに、“煽り運転”をしてきた運転手を処罰してもらうには、証拠が不可欠です。証拠を残す手段の一つとして、自動車にドライブレコーダーを装着し撮影することが有効であると考えられます。簡易で安価な方法として、「ドライブレコーダー設置中」などのステッカーを後続車の目に付く場所に貼ることも、“煽り運転”防止に一定の効果があるとされています。また、ドライブレコーダーがない場合は、同乗者に“煽り行為”を撮影してもらうなど、証拠を残しておくみましょう。

今回の事例においては、“煽り運転”をした運転手は次のような罪に問われます。前方の自動車に著しく接近することは、「**車間距離保持義務違反**」。前方に自動車が走行しているにもかかわらずライトをハイビームにすることは、「**減光等義務違反**」。不必要にクラクションを鳴らすことは、「**警音器使用制限違反**」。後方の自動車に危険を与えることは、「**急ブレーキ禁止違反**」に問われる可能性があります。

また、幅寄せや急な割り込みなどをした場合、「**暴行罪**」に該当することもあります。「暴行罪」は、2年以下の懲役や30万円以下の罰金などの刑が科されます。さらに、“煽り運転”によって事故が起き、人に傷害を負わせたり、死亡させたりした場合、「**危険運転致死傷罪**」に該当することもあります。人に傷害を負わせた場合は15年以下の懲役、死亡させた場合は1年以上20年以下の懲役と、さらに重い刑が科されます。

“煽り運転”をされたときは、自動車のスピードを落として、相手に追い越してもらいましょう。自動車を止めて相手が降りてきた場合は、すぐに警察に通報し、また、相手から降りるように要求されても、絶対にドアを開けないようにしてください。

